

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱

平成30年3月22日

29練都建第1247号

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
 - 第2章 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成（第3条―第6条）
 - 第3章 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成（第7条―第9条）
 - 第4章 非常用通路の設置に係る費用の助成（第10条―第13条）
 - 第5章 すみ切り用地の公道化の奨励（第14条―第16条）
 - 第6章 後退用地の公道化の奨励（第17条―第19条）
 - 第7章 助成または奨励の手続（第20条―第34条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、狭あい道路等の拡幅に係る費用、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用および非常用通路の設置に係る費用の一部をそれぞれ助成し、ならびにすみ切り用地および後退用地の公道化を奨励することにより、災害に強い安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）をいう。
- (2) 狭あい道路 つぎに掲げる道路または道のうち、法に規定された当該道路もしくは道の幅員またはすみ切りの形態が確保されていないもの（都道、特別区道または区有通路で、敷地構成図または公共用地管理区域図において確保されているものを除く。）をいう。
 - ア 法第42条第1項第3号の規定による道路
 - イ 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路または位置の指定を求める道
 - ウ 法第42条第2項の規定による道路
 - エ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり関係権利者が協定を締結した道
 - オ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が公衆用通路として認定した道
 - カ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可

に当たり特定行政庁が指定した区有通路

- (3) 狭あい道路等 狭あい道路および条例第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分の土地をいう。
- (4) 特別区道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定による特別区道をいう。
- (5) 区有通路 練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第3条の規定による道をいう。
- (6) 道 法第42条第1項および第2項の規定による道路以外で舗装がされており、一般の交通の用に供されている土地
- (7) 行き止まり道路 道路または道の一端のみが他の道路または道に接続したものをいう。
- (8) 非常用通路 災害時に行き止まり道路から道路、道、空地等に安全に通り返けられる通路をいう。
- (9) 後退線 狭あい道路において、第2号アからウまでの道路の境界線および条例第2条第1項の規定により道路状に整備をする二等辺三角形の底辺となる線等をいう。
- (10) 後退用地 狭あい道路等に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路等との境界線と、後退線との間にある土地をいう。
- (11) 拡幅整備 練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱（平成31年3月29日30練都建第1256号。以下「整備要綱」という。）に基づき、後退用地を道路状に整備するために必要な工事をいう。

第2章 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成

（助成対象者）

第3条 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成を受けることができる者は、つぎの各号のいずれにも該当する土地（以下この章において「助成対象土地」という。）の所有権を有する者または当該所有権を有する者の同意を得た者で、区税等（個人住民税または法人住民税をいう。以下同じ。）を滞納していないものとする。

- (1) 練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に存する土地
 - (2) 狭あい道路に接している土地のうち、道路もしくは道としなければならない部分の土地または条例第2条第1項の規定により道路状に整備しなければならない部分の土地
 - (3) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可を要しない土地
- 2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認は、つぎに掲げる方法のいずれかにより行う。
- (1) 区に区税等を納付している個人にあつては、区長が当該個人の同意に基づいて納付状況を調査する方法
 - (2) 法人または区以外の地方公共団体に区税等を納付している個人にあつては、前年度に係る区税等の納税証明書または非課税証明書等の写し（前年度の発行が可能となる時期の前においては前々年度とし、都道府県民税および区市町村民税の両方を対象として納税証明書の発行主体が分かれる場合にはそれぞれの税に係る証明書の写しとす

る。)を区長へ提出する方法

3 第1項の規定にかかわらず、土地の所有権を有する者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、助成を行わない。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者。ただし、つぎの場合を除く。

ア 練馬区防災まちづくり事業実施要綱(令和2年3月6日1練都推第10274号)第4条第3項の規定により指定された狭あい拡幅促進路線に接する300平方メートル未満の敷地において練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号)第2条第3号に規定する開発事業を行う場合

イ 狭あい道路等に接する敷地において、自己が使用する目的で建築物を建築する場合

(2) 国、地方公共団体またはこれに準ずる団体

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定による都市計画事業の認可または承認された当該事業区域内の土地の権利者および当該事業を施行する者

(4) 都市計画法第12条に規定する市街地開発事業が完了した区域内の土地の権利者

(5) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次条に規定する基準等を満たした、つぎに掲げる費用とする。

(1) 助成対象土地の区域内に存する工作物の撤去または移設に係る費用

(2) 狭あい道路および助成対象土地の区域内に存する埋設物の移設に係る費用

(3) 後退線から水平距離1メートルの範囲内に既存と同等の機能を有した工作物の新設に係る費用

(4) 助成対象土地の区域内に存する樹木または生垣の伐採、伐根または移植に係る費用

(5) 後退線から水平距離3メートルの範囲内に植える樹木または生垣に係る費用。ただし、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(平成19年12月練馬区条例第79号)または練馬区風致地区条例(平成25年12月練馬区条例第69号)により緑化が義務付けられている場合を除く。

(6) 隣地の区域内に新設する障壁に係る費用

(7) 狭あい道路および助成対象土地の区域内に存する民石および中心鋸等の明示物の再表示に係る費用

(8) 前各号に定めるものに係る設計図書の作成に係る費用

(9) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

(助成対象土地の整備の基準等)

第5条 助成対象土地の整備の基準等は、つぎに掲げるものとする。

(1) 区域内に存する建築物または工作物が撤去もしくは移設され、樹木または生垣が伐採、伐根もしくは移植され、または埋設物が撤去もしくは移設され、区が道路状に拡幅整備するまでに支障がない状態になっていること。

(2) 新設する建築物、工作物、樹木または生垣が区域内に越境していないこと。

- (3) 助成対象土地が接する狭あい道路が特別区道の場合にあつては、助成対象土地を特別区道として区に寄附または助成対象者が助成対象土地を分筆の上、区が助成対象土地に地上権を設定することについて承諾すること。
 - (4) 助成対象土地が接する狭あい道路が区有通路の場合にあつては、助成対象土地を区有通路として区に寄附することについて承諾すること。
 - (5) 助成対象土地が接する狭あい道路が私道の場合にあつては、整備要綱第8条第5項ただし書の規定に基づく狭あい道路等の拡幅整備の承諾を受けることおよび依頼書を提出すること。
 - (6) 練馬区まちづくり条例別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）において整備を要しない狭あい道路等であること。
 - (7) 助成対象土地が接する全ての後退用地は、原則として拡幅整備を行うこと。
 - (8) 助成対象土地について整備要綱第5条第1項に基づく拡幅整備協議合意書を、原則として取り交わしていること。
 - (9) 助成対象土地について廃止前の練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱（平成7年4月5日練環建発第347号）に基づき、助成金の交付を受けていないこと。ただし、前条第1号のうち給水設備、排水設備、ガス設備、電力・電話等設備の撤去および設置に係る費用ならびに舗装の撤去に係る費用ならびに同項第7号ならびに同項第8号に係る費用については、この限りでない。
- 2 区以外の者が拡幅整備を行う場合は、前項の規定にかかわらず、区が行う拡幅整備と同等の整備であると区長が認めるものであること。

（助成金の額）

- 第6条 第4条各号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して1,500,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次項、第9条第1項および第13条第1項において同じ。）とする。この場合において、第4条各号に掲げる費用は、それぞれ別表に定める単価に消費税および地方消費税（以下「消費税」という。）を加えたものを上限として、その額を算出しなければならない。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、第4条第1号に掲げる費用に擁壁の撤去または移設に係る費用が含まれる場合または同条第3号に掲げる費用に擁壁の新設に係る費用が含まれる場合の助成金の額は、2,000,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。
 - 3 申請者が法人の場合、第1項の規定による助成金の算出には、消費税を含めない。
 - 4 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第3章 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
（助成対象者）

第7条 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成を受けるこ

とができる者（以下この章において「助成対象者」という。）は、道路の築造を猶予する道に関する指定道路等取扱基準（平成30年3月22日29練都建第1246号）第3の1に該当する道（以下この章において「助成対象道」という。）について、練馬区建築基準法施行規則（平成5年8月練馬区規則第55号。以下「規則」という。）第16条第2項に規定する位置の指定の申請をする者で区税等を滞納していないものとする。ただし、第3条第3項各号に掲げる者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項第4号に掲げる費用については、すみ切りとなる土地の所有権を有する者で区税等を滞納していない者を助成対象者とする。ただし、第3条第3項第2号から第5号までに掲げる者を除く。

3 前2項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

（助成対象経費）

第8条 助成の対象となる経費は、位置の指定の申請に必要なつぎに掲げる費用とする。

- (1) 土地、建築物または工作物の調査または測量に係る費用
- (2) 図面の作成に係る費用
- (3) 不動産登記に係る費用
- (4) 次項各号に掲げる基準によるすみ切りに係る費用
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

2 前項第4号の基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第2号に規定する形態であること。
- (2) 前号の形態が、第20条第1項に規定する全体計画の承認および第21条第1項に規定する助成金の交付申請時にL形側溝、塀等により既に確保されていないことまたは地積測量図で不動産登記されていないこと。
- (3) 法第42条第1項または第2項に規定する道路と助成対象道が接続する箇所に設けられたものであること。
- (4) すみ切りとなる土地が分筆されていること。ただし、分筆以外の方法ですみ切りの位置が明確になっている場合は、この限りでない。
- (5) 練馬区まちづくり条例別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）において整備を要しない狭あい道路等であること。

（助成金の額）

第9条 前条第1項第1号から第3号までおよび第5号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して200,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とし、同項第4号に掲げる費用に対する助成金の額は、すみ切り1か所当たり100,000円とする。

2 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第4章 非常用通路の設置に係る費用の助成

（助成対象者）

第10条 非常用通路の設置に係る費用の助成を受けることができる者は、区内に存するつぎの各号のいずれかに該当する土地であって、区長が非常用通路を整備することが有効であると認めたもの（以下この章において「助成対象土地」という。）の所有権を有する者または当該所有権を有する者の同意を得た者で区税等を滞納していないものとする。ただし、第3条第3項第2号から第5号までに掲げる者を除く。

- (1) 幅員が4メートル以下の行き止まり道路のみに接している土地
- (2) 前号の土地から道路、道、空地等に通り返るために経由する土地

2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

（助成対象経費）

第11条 助成の対象となる経費は、次条各号に掲げる基準を満たした、つぎに掲げる費用とする。

- (1) 非常用通路となる土地の区域内に存する工作物の撤去または移設に係る費用
- (2) 非常用通路となる土地の区域内に存する埋設物の移設に係る費用
- (3) 助成対象土地（非常用通路となる土地を除く。）の区域内に新設する工作物に係る費用
- (4) 非常用通路となる土地の区域内に存する樹木または生垣の伐採、伐根または移植に係る費用
- (5) 助成対象土地（非常用通路となる土地を除く。）の区域内に植える樹木または生垣に係る費用
- (6) 非常用通路となる土地の整地または舗装に係る費用
- (7) 非常用通路の区域内に新設する門扉、階段または梯子に係る費用
- (8) 前各号に定めるものに係る設計図書の作成に係る費用
- (9) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める費用

（非常用通路の整備の基準）

第12条 非常用通路の整備の基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 行き止まり道路から道路、道、空地等に連続をした概ね幅90センチメートル以上の通路とすること。ただし、路面からの高さが概ね3メートルを超える部分を除く。
- (2) 原則として、区域内に工作物、樹木または生垣を設置しないこと。
- (3) 避難時の通行に支障のないように整地し、または舗装すること。
- (4) 門扉等は、避難時に容易に避難ができる構造とすること。
- (5) 練馬区まちづくり条例別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）において整備を要しない狭あい道路等であること。

（助成金の額）

第13条 第11条各号に掲げる費用に対する助成金の額は、合計して300,000円または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。

2 この章の助成は、予算の範囲内において行う。

第5章 すみ切り用地の公道化の奨励

(奨励対象者)

第14条 すみ切り用地の公道化の奨励を受けることができる者は、区内に存する国道、都道、特別区道および区有通路（以下この項において「公道」という。）と公道とが交差する角敷地で、つぎのいずれかに該当する土地（以下この章において「奨励対象土地」という。）の所有権を有する者で、区税等を滞納していないものとする。ただし、第3条第3項第2号から第5号までに掲げるものを除く。

- (1) 条例第2条第1項の規定により建築制限を受ける土地
 - (2) 法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路に含まれるすみ切りとしなければならない部分の土地
 - (3) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり関係権利者が協定を締結した道に含まれるすみ切りとしなければならない部分の土地
 - (4) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が公衆用通路として認定した道に含まれるすみ切りとしなければならない部分の土地
 - (5) 前各号に定めるもののほか、一方または両方が狭あい道路に接する角敷地において、区長がすみ切りとすることが有効であると認める部分の土地
- 2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

(奨励対象土地の基準)

第15条 奨励対象土地の基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる土地（角敷地が狭あい道路に接する場合は、道路または道としなければならない部分の土地を含む。）を特別区道として区に寄附もしくは奨励対象者が奨励対象土地を分筆の上、区が奨励対象土地に地上権を設定することまたは区有通路として区に寄附をすることについて承諾すること。
- (2) 前号に規定する土地の区域内に建築物、工作物、樹木もしくは生垣がないことまたは寄附に伴う土地の所有権の移転もしくは地上権の設定に係る登記の申請日までにこれらの物の撤去もしくは移設が予定されていること。
- (3) 奨励対象土地が前条第1項1号に掲げる土地の場合にあっては、土地（法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分を除く。）の隅を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形の形状を含むものであること。
- (4) 奨励対象土地が前条第1項第2号から第4号までに掲げる土地の場合にあっては、指定を受けた道路または協定もしくは認定を受けた道に含まれるすみ切りとしなければならない部分の土地の形状を含むものであること。
- (5) 練馬区まちづくり条例別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）において整備を要しない狭あい道路等であること。
- (6) 奨励対象土地が接する全ての後退用地は、原則として拡幅整備を行うこと。

- (7) 奨励対象土地について整備要綱第5条第1項に基づく拡幅整備協議合意書を、原則として取り交わしていること。

(奨励金の額)

第16条 第14条第1項第1号および第5号に掲げる土地の公道化に対する奨励金の額は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別区道または区有通路として土地を寄附した場合 奨励対象土地の面積（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。以下同じ。）に角敷地が接する道路または道に定められている相続税財産評価額基準における路線価（第21条第2項に規定する奨励金の交付申請時点において直近に公開されている値とする。以下「路線価」という。）の平均額（路線価が1の場合は当該路線価、路線価が定められていない場合は道路または道の状況が類似する付近の路線価）を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、奨励対象土地の面積は、土地の隅を頂点とする長さ3メートルの底辺を有する二等辺三角形の形状に相当する土地の面積を上限とする。次号において同じ。))
- (2) 特別区道として土地に地上権を設定することを承諾した場合 奨励対象土地の面積に角敷地が接する路線価の平均額に3分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- (3) 第1号および前号における奨励対象土地の面積には、次項第1項において寄附をした部分は含めないものとする。

2 第14条第1項第2号から第4号までに掲げる土地の公道化に対する奨励金の額は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別区道または区有通路として土地を寄附した場合 すみ切り1か所当たり100,000円（第14条第1項第2号から第4号までに掲げる土地の形状が条例第2条第1項に規定する形状に満たない場合であって、当該角敷地において条例第2条第1項の規定に基づく建築制限を受けるときまたは当該角敷地において区長がすみ切りとすることが有効であると認める部分の土地の形状が条例第2条第1項に規定する形状を満たしているときは、奨励金の額に土地の隅を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形の面積に占める割合（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。）を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次号において同じ。))
- (2) 特別区道として土地に地上権を設定することを承諾した場合 すみ切り1か所当たり50,000円

3 この章の奨励は、予算の範囲内において行う。

第6章 後退用地の公道化の奨励

(奨励対象者)

第17条 後退用地の公道化の奨励を受けることができる者は、つぎの各号のいずれにも該当する土地（以下この章において「奨励対象土地」という。）の所有権を有する者で区税等を滞納していないものとする。ただし、第3条第3項第2号から第5号までに掲げる

者を除く。

- (1) 区の区域内に存する土地
 - (2) 特別区道または区有通路に接している土地
 - (3) 練馬区防災まちづくり事業実施要綱第4条第3項の規定により指定された狭あい拡幅促進路線に接している土地
 - (4) 狭あい道路に接している土地のうち、道路または道としなければならない部分の土地
 - (5) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可を要しない土地
- 2 前項に規定する区税等を滞納していないことの確認については、第3条第2項の規定を準用する。

(奨励対象土地の基準)

第18条 奨励対象土地の基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 前条第1項各号の全ての要件に該当していること。
- (2) 奨励対象土地および道路または道としなければならない部分の土地もしくは条例第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分の土地を特別区道または区有通路として区に寄附することについて承諾すること。
- (3) 前号に規定する土地の区域内に建築物、工作物、樹木もしくは生垣がないことまたは寄附に伴う土地の所有権の移転に係る登記の申請日までにこれらの物の撤去もしくは移設が予定されていること。
- (4) 練馬区まちづくり条例別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）において整備を要しない狭あい道路等であること。
- (5) 奨励対象土地が接する全ての後退用地は、原則として拡幅整備を行うこと。
- (6) 奨励対象土地について整備要綱第5条第1項に基づく拡幅整備協議合意書を、原則として取り交わしていること。

(奨励金の額)

第19条 第17条第1項に規定する土地の公道化に対する奨励金の額は、寄附する奨励対象土地の面積（第5章の規定により奨励を受けられる面積を除く。）（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。）に相続税財産評価額基準における路線価（路線価が定められていない場合は道路または道の状況が類似する付近の路線価）を乗じた額に10分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、1敷地につき200,000円を限度とする。

2 この章の奨励は、予算の範囲内において行う。

第7章 助成または奨励の手続

(全体計画の承認)

第20条 第2章から第4章までに規定する助成の対象となる経費に係る工事または測量（以下「助成対象工事等」という。）が複数年度にわたる場合で、その経費の助成金の交

付を受けようとする者は、助成対象工事等に係る契約の締結日までに、全体計画承認申請書（第1号様式）につき掲げる書類を添えて、当該助成対象工事等の経費の総額、工事または測量の完了予定時期等について、全体計画の承認を受けなければならない。第3項の規定により承認を受けた全体計画の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 案内図（縮尺2,500分の1程度）および公図の写し
 - (2) 登記事項証明書の写し（内容が最新のものに限る。以下同じ。）またはこれに代わる書類の写し
 - (3) 後退用地の現況図、整備計画図および計画に係る見積書の写し（第2章または第4章の助成を受ける場合に限る。）
 - (4) 工事または測量に着手する前の状況を写した全景および部位ごとの写真ならびに当該写真の撮影位置が分かる書類
 - (5) 道路計画図および計画に係る見積書の写し（第3章の助成を受ける場合に限る。）
 - (6) 工程表（助成対象工事等の契約、着手および完了予定時期ならびに助成の交付を受けようとする年度が分かるもの）
 - (7) 委任状（申請を委任する場合に限る。以下同じ。）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 第5章または第6章に規定する奨励に係る手続（以下「奨励手続」という。）が複数年度にわたる場合で、奨励金の交付を受けようとする者は、奨励手続を開始する前までに、全体計画承認申請書（第1号様式）につき掲げる書類を添えて、奨励手続の完了予定時期について、全体計画の承認を受けなければならない。次項の規定により承認を受けた全体計画の内容を変更する場合も、同様とする。
- (1) 案内図（縮尺2,500分の1程度）および公図の写し
 - (2) 登記事項証明書の写しまたはこれに代わる書類の写し
 - (3) 後退用地の現況図および整備計画図
 - (4) 後退用地の求積図（第14条第1項第1号、第5号または第17条第1項に規定する奨励対象土地に限る。）
 - (5) 工程表（奨励手続の開始および完了予定時期が分かるもの）
 - (6) 委任状
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 3 区長は、第1項または前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、承認することを決定したときは、全体計画承認書（第1号様式の2）により、申請者に通知しなければならない。
- 4 区長は、前項の承認の決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。
- 5 第3項の規定により全体計画の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、当該承認の対象となった助成対象工事等または奨励手続を取り止める場合は、速やかに区長に報告しなければならない。
- 6 被承認者は、全体計画承認の内容に基づき、助成対象工事等または奨励手続を実施し、助成対象工事等または奨励手続の完了年度に次条に規定する交付申請を行うものとする。

この場合における交付申請は、当該完了年度の当初に、速やかに行わなければならない。
(交付申請)

第21条 第2章から第4章までに規定する助成金の交付を受けようとする者は、助成対象工事等に係る契約の締結日までに（被承認者にあつては助成対象工事等の完了年度の当初に速やかに）、狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書（第1号様式の3）に、つぎに掲げる書類（前条第1項の規定により提出した書類であつて、区長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 案内図（縮尺2,500分の1程度）および公図の写し
- (2) 登記事項証明書の写しまたはこれに代わる書類の写し
- (3) 後退用地の現況図、整備計画図および計画に係る見積書の写し（第2章または第4章の助成を受ける場合に限る。）
- (4) 工事または測量に着手する前の状況を写した全景および部位ごとの写真ならびに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 道路計画図および計画に係る見積書の写し（第3章の助成を受ける場合に限る。）
- (6) 第3条第2項に規定する区税等を滞納していないことを証明する書類の写し
- (7) 委任状
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 第5章または第6章に規定する奨励金の交付を受けようとする者は、奨励を受けようとする土地の寄附に伴う所有権の移転または地上権の設定に係る登記の申請前までに、狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書（第1号様式の3）に、つぎに掲げる書類（前条第2項の規定により提出した書類であつて、区長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 案内図（縮尺2,500分の1程度）および公図の写し
- (2) 登記事項証明書の写しまたはこれに代わる書類の写し
- (3) 後退用地の現況図および整備計画図
- (4) 後退用地の求積図（第14条第1項第1号、第5号または第17条第1項に規定する土地の奨励を受ける場合に限る。）
- (5) 第3条第2項に規定する区税等を滞納していないことを証明する書類の写し
- (6) 委任状
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 第1項の助成金の交付を受けようとする者は、交付決定前に助成対象工事等に係る契約をしてはならない。ただし、第20条第3項の規定による全体計画の承認を受けた場合における、2年目以降の契約の締結についてはこの限りでない。

4 助成対象者および奨励対象者が複数いる場合は、原則として代表者が他の助成対象者の同意を得た上で申請を行う。ただし、奨励対象者が複数いる場合は、申請を分け、持ち分に応じてそれぞれに対して奨励金を支払うことができる。

5 前項にかかわらず、申請を分ける必要があると区長が認める場合には、それぞれが個別に申請することができる。

(交付決定)

第22条 区長は、前条の規定による助成金または奨励金（以下「助成金等」という。）の交付の申請があったときは、交付申請書および関係書類の審査を行い、助成金等の交付を決定したときは狭あい道路の解消等に係る助成金等交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは狭あい道路の解消等に係る助成金等不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金等の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（交付申請の変更）

第23条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）または奨励金の交付決定を受けた者（以下「被奨励者」という。）は、当該助成金等の交付決定を受けた後に決定に係る内容に変更が生じたときは、速やかに狭あい道路の解消等に係る助成金等交付変更申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付申請の変更決定）

第24条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、変更申請書および関係書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金等の交付の変更を決定し、狭あい道路の解消等に係る助成金等交付変更決定通知書（第5号様式）により、交付しないことを決定したときは狭あい道路の解消等に係る助成金等不交付決定通知書（第3号様式）により、被助成者または被奨励者（以下「被助成者等」という。）に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第25条 被助成者等は、第22条第1項または前条の規定により助成金等の交付決定を受けた後に交付申請を取り下げるときは、速やかに狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請取下届（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第26条 被助成者は、助成対象工事等が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書またはこれに代わる書類の写し
- (2) 助成対象工事等の経費を支払ったことを証明する領収書またはこれに代わる書類の写し（第28条第2項に規定する請求および受領の委任をする場合にあつては、その受任した者（当該助成対象工事等に係る一の契約を締結した者をいう。第28条において「受任者」という。）が提出する助成対象工事等に要した経費を証する書類）
- (3) 工事中および工事完了後の状況を写した全景および部位ごとの写真ならびに当該写真の撮影位置が分かる書類（第2章または第4章の助成を受ける場合に限る。）
- (4) 規則第17条の2第1項に規定する通知書の写し（第3章の助成を受ける場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第4号に規定する費用についてのみ交付決定を受けた被助成者は、前項第1号から第3号までの書類を添付することを要しない。

3 被奨励者は、奨励の対象となる土地の所有権の移転または地上権の設定が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、区長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつ

て確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 公図の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 地積測量図の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

4 第21条第4項の規定により代表者が交付申請を行ったときは、実績報告についても代表者が行うものとする。

5 第1項の規定による実績報告書の提出については、交付の決定を受けた年度内に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第27条 区長は、前条の規定により提出があった報告書等の審査および実地調査により、被助成者等が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに助成金等の額を確定し、狭あい道路の解消等に係る助成金等交付額確定通知書（第8号様式）により被助成者等に通知するものとする。

(交付請求)

第28条 前条の規定による通知を受けた被助成者等は、助成金等の支払を受けようとするときは、請求書を区長に提出しなければならない。

2 前項の助成金全額の請求および受領を受任者に委任する場合、被助成者および受任者は狭あい道路の解消等に係る助成金受領委任届（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに助成金等を交付するものとする。

4 被助成者のうち、第26条第1項第2号の規定により、助成対象工事等に要した経費を証する書類を提出した者で、助成対象工事等の一部のみを支払ったものは、全ての費用を支払い後、速やかに当該支払を証する書類を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第29条 区長は、被助成者等がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。
- (2) 助成金等の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金等の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、狭あい道路の解消等に係る助成金等交付決定取消通知書（第10号様式）により被助成者等に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第30条 区長は、前条第1項の規定により助成金等の交付の全部または一部を取り消した場合において、既に被助成者等が助成金等を受領しているときは、期限を定めてその取消しに係る部分について、返還を命ずるものとする。

(延滞金の納付)

第31条 被助成者等は、前条の規定により、助成金等の返還を命じられた場合において、納期日までに助成金等を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（他の助成制度との調整）

第32条 被助成者等は、他の制度により助成金等の交付を受けたときまたは過去に助成金等の交付を受けたときは、当該助成金等の交付の対象となる部分については、この要綱による助成金等の交付を受けることができない。

（委任）

第33条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（電子情報処理組織による届出等）

第34条 第25条の規定による届出および第26条の規定による報告については、区長が別に定める電子処理組織を使用する方法によることができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱等の廃止）

2 練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱（平成7年4月5日練環建発第347号）および練馬区狭あい道路拡幅整備助成要綱の事務取扱要領（平成10年1月7日練環建狭発第14号）は廃止する。

付 則（平成30年9月25日30練都建第626号）

1 この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

2 この要綱の施行の前に、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱の規定により練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付に関して行った手続その他の行為は、この要綱の相当規定により練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付に関して行った手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成31年3月29日30練都建第1257号）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に、練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱の規定により練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付に関して行った手続その他の行為は、この要綱の相当規定により練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付に関して行った手続その他の行為とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、改正前の練馬区狭あい道路の解消等

に係る助成金交付要綱の規定により交付決定された助成金の取扱いについては、なお従前の例による。

- 4 この要綱の施行の際、改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和2年3月26日1練都建第1093号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定された助成金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年3月29日2練都建第762号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第20条第3項の規定により全体計画の承認を受けたものに対する助成金の額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和5年6月14日5練都建第162号）

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

付 則（令和6年3月29日5練都建第715号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第20条第3項の規定により全体計画の承認を受けたものに対する助成金の額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和8年3月30日7練都建第1211号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第20条第3項の規定により全体計画の承認を受けたものに対する助成金の額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。